

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1 担当する従業者（郡山市指定介護予防業務従事者）

富田指定介護予防支援事業所は、富田地域包括支援センター職員と兼務しています。

2 事業所の概要

事業所名	富田指定介護予防支援事業所（富田地域包括支援センター）
介護予防支援事業所番号	0700300064
所在地	郡山市字上亀田1番地の1 郡山市医療介護病院 内
連絡先	TEL 024-935-0522 FAX 024-934-1070
緊急時の連絡先	TEL 024-934-1240（病院直通）
営業日	月～金曜日（土日祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時まで
サービス提供実施地域	富田町・希望ヶ丘・小山田・桑野の一部

3 当事業所の法人概要

法人名	一般社団法人 郡山医師会
所在地	郡山市朝日2丁目15番1号 郡山市保健所 3階
連絡先	TEL 024-922-8087 FAX 024-933-3822
法人の行う他の事業	郡山市医療介護病院 〔介護医療院 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)通所リハビリテーション〕 郡山市医療介護病院居宅介護支援事業所 郡山医師会訪問看護ステーション
代表者	会長 坪井永保

4 当事業所の職員

職 種	職 務 内 容	人員 数
管 理 者	事業所従業者の管理・業務の実施状況の把握	1名
従 業 者	① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント (以下、「介護予防サービス計画等」という。)の作成 ② 介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス 提供事業者等(以下、「介護予防サービス事業者等」と いう。)並びに関係機関等との連絡調整 ③ サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画等 の評価 ④ 給付管理 ⑤ 介護サービス及び介護予防サービス(介護予防・生活支援 サービス)に関する相談業務	3名 以上

5 事業の目的・運営方針(契約書本文第1条)

事業の目的	<p>富田指定介護予防支援事業所(富田地域包括支援センター)(以下、「事業者」という。)が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、利用者に対し、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画等を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス(以下、「介護予防サービス等」という。)の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供し、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的とします。</p>
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者の担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、当該利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。 5. 事業の運営に当たっては、事業所内及び郡山市等関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者等、地域密着型サービス事業者並びに住民による自発的な活動を行う団体等を含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めます。

6 提供するサービスの内容（契約書本文第4条～第7条）

内容	提供方法
介護予防サービス計画等の作成（契約書第4条）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族との面接により情報の収集を行い解決すべき生活課題の把握に努めます。 2. 利用者の選択に必要な地域の介護予防サービス事業者等及び公的ではないサービス事業者が提供するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及び家族に提供します。 3. 提供するサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を記載した介護予防サービス計画等の原案を作成します。 4. 介護予防サービス計画等の原案に位置付けたサービスについて、保険給付の対象サービスと対象外サービス（自己負担）を区分し、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明します。また、位置づけた理由を求めることができます。 5. 介護予防サービス計画等の原案は、利用者や家族と協議のうえ、必要があれば変更を行い利用者から書面により同意を得ます。
介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供（契約書第4条）	<p>介護予防サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>また、障がい福祉サービスを利用している方が、介護予防サービスの利用にあたり、特定相談支援事業者（相談支援員）との連携に努めます。</p>
サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価（契約書第4条）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者及び家族との面接等の方法によりサービスの実施状況の把握に努めます。 2. 利用者の心身の状態を定期的に再評価し、利用者からの要望又は心身の状態の変化等に応じて介護予防サービス計画等の評価及び変更等を行います。
給付管理（契約書第4条）	<p>介護予防サービス計画等の作成後、その内容に基づき介護保険サービスの利用実績を確認し毎月給付管理を行います。</p>
相談・説明（契約書第4条）	<p>介護保険制度や生活に関し幅広くご相談に応じます。</p>
医療との連携・主治医への連絡（契約書第4条・別紙）	<p>介護予防サービス計画等の作成時又は変更時及びサービスの利用時に必要な場合、利用者の同意を得たうえで関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。また、事業所等から伝達されたことを利用者の状況等について、医療サービス（医師・歯科医師・薬剤師）との連携に十分配慮します。</p>
介護予防サービス計画等の変更（契約書第5条）	<p>利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合、利用者の意見を尊重し、合意のうえで計画の見直しを行います。</p>
要介護認定又は要支援認定にかかる申請の支援（契約書第6条）	<p>利用者の意思を尊重し要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の申請に必要な支援を行います。また、利用者の要支援認定有効期間満了前には、要介護認定等の更新申請に必要な支援を行います。</p>
サービス提供の実施記録及び管理並びに開示について（契約書第7条）	<p>事業者は、関係法令に基づき利用者に関するサービス提供の記録を適切に管理し、サービス提供の終了後から5年間保管するとともに利用者からの求めに応じ、その内容を開示します。</p>

利用者の状況把握 (契約書第4条)	利用者の居宅又は事業所への概ね3ヶ月に1回の訪問及び電話等の方法により利用者の状況の把握に努めます(介護予防ケアマネジメントの場合を除きます。)
----------------------	--

7 利用料金 (契約書本文第8条、別紙)

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料金

介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	4,420円	1ヶ月あたりの金額です。
初回加算	3,000円	新規に介護予防サービス計画等を作成した月に介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費に加算されます。

※ 上記料金について、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が法定代理受領により当事業所に支払われる場合、利用者の負担はありません。

※ 介護保険適用でも、利用者に保険料の滞納等があり法定代理受領ができない場合、一旦1ヶ月あたりの利用料金を事業者にお支払い頂きます。なお、事業者は、利用料金の受領と引き換えにサービス提供証明書を利用者に交付します。当該証明書を後日、市町村の窓口に出しますと払い戻しを受ける場合があります。

(2) その他の費用

内 容	金 額	説 明
交通費	無料	利用者の居宅等を訪問する場合の交通費は無料です。但し、利用者及び家族の都合によりサービス提供実施地域以外の地域に訪問出張が必要な場合、実費相当額を請求させて頂く場合があります。
本契約の解約料金	無料	本契約を解約しても費用はかかりません。
申請代行料金	無料	要介護認定等の申請を事業者が代行しても利用者の費用負担はありません。
サービス提供実施記録複写等代金	実費相当額	実費相当額をご負担頂く場合があります。

8 契約の終了と自動更新 (契約書本文第2条)

契約期間は契約日から1年間ですが、契約満了の7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合、この契約は1年間自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約 (契約書本文第9条第1項及び第2項各号)

この契約は、契約期間中であっても、利用者のご都合により解約を希望される場合、いつでも解約することができます。

10 秘密保持（契約書本文第10条）

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間及び契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者や家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理し、破棄する場合は第三者への漏洩を防止するよう努めます。

但し、利用者や家族の個人情報は、サービス担当者会議等で使用させて頂く必要があることから、その利用について、利用者及び家族から、あらかじめ文書で同意を頂くこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応及び損害賠償（契約書本文第11条）

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族並びに主治医等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その責任の範囲において速やかに損害を賠償します。但し、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

12 合意裁判管轄（契約書本文第15条）

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、一般社団法人郡山医師会の住所を管轄する福島地方裁判所郡山支部とさせていただきます。

13 虐待防止についての取組

高齢者虐待の防止のための指針を基に以下の対策を行います。

- (1) 高齢者虐待の防止とともに早期発見及び早期対応のため、委員会を設置し組織としての対応を行うと同時に研修会を行い意識の啓発を行います。
- (2) 発見時には市に通報を行い、利用者の安全確保に努めます。

14 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスの継続的な提供が重要であるため、業務継続計画を策定いたしました。

15 サービス利用に関する苦情等の対応及び相談窓口（契約書本文第12条、別紙）

事業者は、提供したサービス又は作成した介護予防サービス計画等に基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情等を受け付けたときは、速やかに対応いたします。

〈富田指定介護予防支援事業所（富田地域包括支援センター）〉

〔受付曜日・時間〕	月～金曜日	午前8時30分～午後5時
		（土日祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）
〔受付担当者〕	社会福祉士	猪俣 敦子
	主任介護支援専門員	吉田 孝子
〔苦情解決責任者〕	管理者	増子 栄一
〔連絡先〕	024-935-0522	

介護保険の苦情や相談に関しては、次の相談窓口があります。

〈福島県国民健康保険団体連合会〉

介護保険サービスに関する苦情の場合

〔受付曜日・時間〕	午前9時～午後4時(平日)
〔連絡先〕	024-528-0040

〈郡山市介護保険課〉

介護保険全般に関するお問い合わせの場合

〔受付曜日・時間〕	午前8時30分～午後5時15分(平日)
〔連絡先〕	024-924-3021

〈郡山市地域包括ケア推進課〉

介護予防・日常生活支援総合事業に関するお問い合わせの場合

〔受付曜日・時間〕	午前8時30分～午後5時15分(平日)
〔連絡先〕	024-924-3561

〈福島県運営適正化委員会〉

事業者と話し合いをしても解決できなかった場合や苦情を申し出にくい場合

〔受付曜日・時間〕	午前9時～午後4時30分(平日)
〔連絡先〕	024-523-2943